

## 第 26 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 2 月 10 日（水） 9 時 27 分～9 時 49 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員 (19 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	小山内 知 寛	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

5. 出席事務局職員 (5 名)

事務局長	小 野 生 子	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也	主査	谷 川 智 也
主事	三 浦 愛 理	専門員	佐 藤 千代彦		

6. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 83 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 84 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 85 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 86 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

議案第 87 号 不動産取得税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

報告第 70 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 71 号 使用貸借合意解約書の受理について

第 6 閉 会

7. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章  
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 27 分]

議長  
(今井 龍美)

これより、第 26 回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19 名中 19 名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
12 番古川委員、15 番福士委員の両名にお願いいたします。  
議案説明のため、小野事務局長、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、三浦主事、佐藤専門員の出席を求めました。  
書記には、佐藤専門員を採用いたします。  
それでは、議案審議に入ります。  
本日の議案は、お手元に配布しております議案第 83 号から議案第 87 号の 5 件、ほかに報告が 3 件でございます。  
議案審議に入る前にお伝えします。  
今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案第 83 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

三浦主事

1 ページをご覧ください。

議案第 83 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1、農地法第 3 条調査書、及び別添 2、関連案件一覧も合わせてご覧ください。

それでは、2 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 131 番から 134 番は、親族間の贈与、135 番は第三者間の贈与、136 番は、譲受人の耕作便利による売買

です。

売買価格は、  
整理番号 136 番 総額 60,000 円 10 アール当たり 155,039 円  
となっています。

今回の件数は 6 件、面積 58,437 平方メートルで、田 12 筆 15,289 平方メートル、畑 37 筆 43,148 平方メートルとなっています。

次に、6 ページ、賃貸借権設定については、整理番号 229 番は、借受人の新規就農、230 番から 236 番は、借受人の経営拡大によるものです。

今回の件数は 8 件、面積 46,872 平方メートルで、田 19 筆 21,329 平方メートル、畑 19 筆 25,543 平方メートルとなっています。

次に、9 ページ、使用貸借権設定については、整理番号 54 番は、経営移譲年金を引き続き受給するための再設定、55 番は、貸付人の耕作不便によるものです。

今回の件数は 2 件、面積 19,599 平方メートルで、田 7 筆 19,075 平方メートル、畑 3 筆 524 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

所有権移転の整理番号 131 番から 134 番、使用貸借権設定の整理番号 54 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がいましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、議案第 83 号について、質疑、ご意見を求めます。  
ごさいませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 83 号を、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 84 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 10 ページをご覧ください。  
議案第 84 号は、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に  
ついて、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書  
の提出があったので、審議を求めるものです。  
別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、11 ページをご覧ください。  
整理番号 1 番の申請地は、12 ページのとおり、金田小学校から南東  
へ約 1.5 キロメートルに位置する農地です。  
土地利用計画は 13 ページのとおりで、転用目的は、出入り口の移設  
及び雪捨て場用地確保のため敷地拡張です。  
農地区分については、10 ヘクタール以上の一団の農地に属する農地  
であることから、第 1 種農地と判断されます。  
第 1 種農地の農地転用は原則不許可であります。今回の申請は、  
拡張面積が既存敷地面積の 2 分の 1 以下であるため、許可相当と考え  
ます。  
今回の申請件数は 1 件、合計面積は 377 平方メートル、田 1 筆です。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
現地調査に立ち会いました、3 番柴田委員、5 番小田桐委員、疑問点  
等がありましたらお願いします。

3 番柴田委員 特にありません。

5 番小田桐委員 特にありません。

議長 それでは、議案第 84 号について、質疑、ご意見を求めます。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 84 号を、原案のとおり許可すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり許可すべきものと決定いたします。  
次に、議案第 85 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

三浦主事 14 ページをご覧ください。  
議案第 85 号は、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。  
15 ページ、所有権移転については、整理番号 143 番は譲受人の経営拡大による売買、整理番号 144 番は譲渡人の耕作不便による売買、整理番号 145 番はあおもり農林業支援センターを通した農地売買等事業による売買です。  
今回の件数は 3 件、面積 17,779 平方メートルで、地目は全て田です。  
なお、売買価格については、別添 4 のとおりです。  
次に、16 ページ、利用権設定については、整理番号 69 番は、農地中間管理事業による利用権設定で、一括方式によるものです。  
今回の件数は 1 件、面積 14,075 平方メートルで、地目は全て田です。  
今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
農用地利用調整会議に出席されました 12 番古川委員、13 番小山内委員、疑問点等がありましたらお願いします。

12 番古川委員 特にありません。

13 番小山内委員 特にありません。

議長 それでは、議案第 85 号について、質疑、ご意見を求めます。  
ごさいませんか。

8 番山口委員 所有権移転の整理番号 145 番は、以前から貸借していたというわけ  
ではなく、新たに売買するというのでしょうか。

三浦主事 まず、農地売買等事業について説明いたします。  
農地売買等事業とは、一旦、あおもり農林業支援センターが農地を  
買上げたうえで借受人へ数年間貸付けし、賃貸借期間満了後に農林業  
支援センターが借受人に売払うというものです。  
本案件は平成 28 年度からの 5 年貸付であり、本年、令和 2 年度に期  
間満了となることから、改めて借受人へ売渡しを行うものです。

8 番山口委員 別添 4 に記載されている金額の中には、これまでの賃借料も含まれ  
ているというのでしょうか。

三浦主事 その通りです。  
譲受人が支払う金額は、別添 4 に記載されている金額から、これま  
でに支払った賃借料の一部などが差し引かれた金額となります。

8 番山口委員 わかりました。

議長 ほかに質疑、ご意見はごさいませんか。  
  
(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 85 号を、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。  
  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 86 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

三浦主事 17 ページをご覧ください。  
議案第 86 号、贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について  
（租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定に基づく証明）、贈与税の  
納税猶予の特例を受けている別紙受贈者又はその推定相続人が、租税  
特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業

経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。

なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加承認するものとします。

それでは、18 ページをご覧ください。

今回の贈与税納税猶予の継続対象者は1名です。

農地等の生前一括贈与に伴う納税猶予を受けている対象者は、3年に1度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を税務署に提出しなければならないことになっています。

届出書の添付書類として、農業委員会の発行する証明書が必要となることから、その承認を求めるものです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第86号について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第86号を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第86号を、承認いたします。

次に、議案第87号を議題とし、事務局に説明を求めます。

三浦主事

19 ページをご覧ください。

議案第87号、不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について(地方税法附則第12条第1項の規定に基づく証明)、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている別紙受贈者又はその推定相続人が、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。

なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加承認するものとします。

それでは、20 ページをご覧ください。

今回の不動産取得税の徴収猶予継続対象者は3名です。

贈与税と同様に、対象者は3年に1度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を県税部に提出することになっています。

届出書の添付書類として、農業委員会の発行する証明書が必要とな

ることから、その承認を求めるものです。  
以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。  
議案第 87 号について、質疑、ご意見を求めます。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 87 号を、原案のとおり承認することにご  
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 87 号を承認いたします。  
次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

三浦主事

21 ページをご覧ください。

報告第 70 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理につ  
いて、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意  
による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

22 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 94 番は、後継者へ贈与するため、95  
番、96 番は、他者へ売渡すため、97 番は、借受人へ売渡すため、98  
番から 100 番は、他者へ貸付するため、101 番、102 番は、中間管理事  
業へ切り替えるために解約するものです。

今回の件数は 9 件、面積 35,984 平方メートルで、田 23 筆 28,371 平  
方メートル、畑 4 筆 7,613 平方メートルとなっています。

続いて、25 ページをご覧ください。

報告第 71 号、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使  
用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

26 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 42 番は、他者へ売渡すため、43 番は貸  
付人が自作するために解約するものです。

今回の件数は 2 件、面積 20,558 平方メートルで、田 9 筆 15,910 平  
方メートル、畑 4 筆 4,648 平方メートルとなっています。

谷川主査

続いて、27 ページをご覧ください。

報告第 72 号は、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地



法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

28ページをご覧ください。

農地法第5条における農地転用届出です。

整理番号1番は、29ページのとおり、届出地は平川市役所から北東へ約350メートルに位置する農地です。

土地利用計画は30ページのとおりで、転用目的は、駐車場用地の拡張です。

これまで届出がなされていないまま転用されていたところでありましたが、現在の使用実態に合わせて届出されたものです。

整理番号2番は、31ページのとおり、届出地は金田小学校から西へ約450メートルに位置する農地です。

土地利用計画は32ページのとおりで、転用目的は、普通住宅の建築です。

今回の届出件数は2件で、面積875平方メートル、田4筆です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

よって、第26回総会を閉会いたします。

[閉会 9時49分]